

既収載品目（医薬品各条）の基原の改正について（報告）

以下の既収載医薬品各条中の基原について、第十八改正日本薬局方にて改正予定ですので報告します。

医薬品各条名	改正前	改正後
カルメロースカルシウム	本品はセルロースの多価カルボキシメチルエーテルのカルシウム塩である。	本品は部分的にO-カルボキシメチル化したセルロースのカルシウム塩である。
カルメロースナトリウム	本品はセルロースの多価カルボキシメチルエーテルのナトリウム塩である。 本品を乾燥したものは定量するとき、ナトリウム(Na : 22.99) 6.5~8.5%を含む。	本品は部分的にO-カルボキシメチル化したセルロースのナトリウム塩である。 本品を乾燥したものは定量するとき、ナトリウム(Na : 22.99) 6.5~8.5%を含む。
クロスカルメロースナトリウム	本品は、セルロースの多価カルボキシメチルエーテル架橋物のナトリウム塩である。	本品は部分的にO-カルボキシメチル化し、架橋した、セルロースのナトリウム塩である。